

3.障害福祉サービス支給に関する ガイドライン(通所系サービス)

1 就労系サービス等の支給決定にかかる共通事項	2
2 就労移行支援.....	4
3-1 就労継続支援A型	6
3-2 就労継続支援B型	7
4 就労定着支援	9
5 自立訓練(機能訓練)	10
6 自立訓練(生活訓練)	11
7 宿泊型自立訓練	12
8 生活介護	13
9 日中活動サービス及び居住系サービスの支給量の定め方 ..	15

令和5年2月
神 戸 市

1 就労系サービス等の支給決定にかかる共通事項

※自立訓練（機能訓練・生活訓練・宿泊型自立訓練）、
就労移行支援、就労継続支援A型・B型、就労定着支援

参考：厚生労働省「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）」

1. 事業内容

就労系サービスでは、障害者が企業等に雇用されることや生活能力を向上させること等を目的として、能力向上のための訓練その他のサービスを提供する。

2. 区分調査について

対象：全就労系サービス

就労系サービスは、利用要件に障害支援区分が設定されていない。ただし、障害支援区分認定調査を受けたことがない者から利用申請があった際には認定調査を行う必要がある（介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領））。

原則、一次判定を出した上で支給決定する。

3. 介護保険制度との適用関係

介護保険法の規定による介護保険サービスが利用できる場合は、当該介護保険サービスの利用が優先される。

ただし、サービス内容や機能から、介護保険サービスには相当するものがない障害福祉サービス固有のものと認められるもの（自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等）については、は支給決定が可能。

『0. 参考資料』厚生労働省「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」

4. 暫定支給決定

対象：就労移行支援、就労継続支援A型、自立訓練（機能訓練・生活訓練・宿泊型自立訓練）

障害者の方の希望を尊重し、その有する能力及び適正にに応じて、より適切なサービス利用を図る観点から、利用を希望する事業について、

①継続利用についての最終的な意向の確認

②継続利用が適切かどうかの客観的な判断

を行うための期間（暫定支給決定期間）がある（上限2カ月）。

本支給決定の要否は、暫定支給決定期間中に事業所が作成する「暫定支給決定期間の利用にかかる評価結果報告書」・アセスメント内容・個別支援計画書および支援実績により判断する。

※暫定支給決定については、「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）」

の「訓練等給付に係る支給決定」を参照

ただし、A型は一定の要件を満たすことで暫定支給決定なしで利用できる。

5. 標準利用期間

対象：就労移行支援、自立訓練（機能訓練・生活訓練・宿泊型自立訓練）、就労定着支援
（標準利用期間はサービスによって異なる。）

サービス利用が長期になることを防ぐため、当初の支給決定期間は1年間までとする（暫定支給決定対象サービスの場合は、暫定期間を含める。暫定期間の初日が月途中の場合は、1年間に当該月の末日までの期間を加えた期間）。

この1年間の利用期間では、十分な成果が得られず、かつ、引き続きサービスを提供することによる改善効果が具体的に見込まれる場合には、標準利用期間の範囲内で、1年ごとに支給決定期間の更新が可能。

利用期間更新の要否は、事業所が作成する「標準利用期間が設定されているサービスの支給決定更新にかかる評価結果報告書」・アセスメント内容・個別支援計画書および支援実績により判断する。

なお、標準利用期間を超えて、さらにサービスの利用が必要な場合については、市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新が可能（原則1回）。

※就労定着支援については、3年間の標準利用期間を超えて更新することはできない。

6. 在宅利用

対象：就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型

令和3年度報酬改定で在宅でのサービス利用の要件が見直され、下記の要件を満たす場合には在宅利用が可能となった。在宅利用を実施する場合には、通所先の事業所から「在宅利用に係る届出書」の提出が必要。

・在宅利用の要件

①利用者要件

在宅でのサービス利用を希望する者であって、在宅でのサービス利用による支援効果が認められると市町村が判断した者。

②事業所要件

以下のア～キの要件をすべて満たすこと

ア. 在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューが確保されていること

イ. 1日2回の連絡、助言または進捗状況の確認、日報作成が必要。作業活動や訓練の内容に応じ、1日2回を超えた対応を行うこと

ウ. 緊急時の対応ができること

エ. 利用者からの疑義照会に対し、随時、訪問や連絡等による必要な支援が提供できる体制を確保すること

オ. 職員の訪問、利用者の通所または電話・パソコン等のICT機器の活用による評価等を1週間に1回以上行うこと

カ. 月の利用日数のうち1日は、訪問または通所により、訓練目標に対する達成度等の評価を行うこと

キ. オが通所により行われ、あわせてカの評価等も行われた場合、カによる通所に置き換えることが可能

2 就労移行支援

1. 事業内容

障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、2年間（あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格取得を目的としたサービスは3年または5年）にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うもの。

2. サービス内容

生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、利用者の適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援

3. 対象者

- ① 就労を希望する者であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得若しくは就労先の紹介その他の支援が必要な65歳未満の者
- ② あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を取得することにより、就労を希望する者

（65歳以上の利用について）

65歳以上の者については、65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていた者であって、65歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていた者に限り対象とする。この要件を満たさない場合は、65歳到達後の利用はできない。

5. 標準支給量

※「日中活動サービス及び居住系サービスの支給量の定め方」を参照。

就労移行支援	各月日数 [※] - 8日
--------	------------------------

6. 標準利用期間

就労移行支援	2年間（あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格取得を目的とする養成施設を利用する場合は、3年間又は5年間）
--------	--

当初の支給決定期間は1年間までで、この1年間の利用期間では、十分な成果が得られず、かつ、引き続きサービスを提供することによる改善効果が具体的に見込まれる場合には、標準利用期間の範囲内で、1年ごとに支給決定期間の更新が可能。

7. 在宅利用

本サービスは一定の要件を満たせば、在宅利用の支給決定を行うことができる。

※「就労系サービスの支給決定に係る共通事項」の6. 在宅利用 を参照。

8. 加算について

- 社会生活支援特別加算
- 在宅時生活支援サービス加算
- 精神障害者退院支援施設加算

3-1 就労継続支援A型

1. 事業内容

障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、雇用して就労機会を提供するとともに、その知識・能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行う。

2. サービス内容

(雇用契約に基づく) 生産活動その他の活動の機会

就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練

その他の必要な支援

3. 対象者

企業等に就労することが困難な者であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65才未満の者(利用開始時65歳未満の者)。具体的には次のような例が挙げられる。

- ① 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用には結びつかなかった者
- ② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用には結びつかなかった者
- ③ 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係がない者

(65歳以上の利用について)

65歳以上の者については、65歳に達する前5年間(入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。)引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていた者であって、65歳に達する前日において就労継続支援A型に係る支給決定を受けていた者に限り対象とする。この要件を満たさない場合は、65歳到達後の利用はできない。

4. 特例(雇用契約を結ばない利用)

(ア) 特例の考え方

障害者総合支援法においては、障害者の一般就労を進める観点から、就労継続支援A型事業を創設し、福祉における雇用の場の拡大をめざしているところである。一方、障害者によっては直ちに雇用契約を結ぶことは難しいが、将来的には雇用関係へ移行することが期待できる者も多いことから、就労継続支援事業A型においては、下記により雇用契約を結ばない利用を可能とし、雇用関係への移行を進める。

(イ) 要件

- ① 雇用契約を締結する利用者に係る利用定員の数¹が10人以上であること。
- ② 雇用契約を締結しない利用者に係る利用定員の数²が、雇用による利用者に係る利用定員の半数未満であること。ただし、当該利用者は9人を超えることができないこと。
- ③ 雇用契約を締結する利用者と雇用契約を締結しない利用者の作業場所、及び作業内容を明確に区分すること(別棟であることや、施設の別の場所で別の作業を実施していること、勤務表、シフト表は別々に管理すること、誰が見ても明確に区分されている状態であること)。

5. 暫定支給決定の特例

就労継続支援 A 型は暫定支給決定の対象である。

ただし、就労継続支援 A 型に係る支給申請のあった障害者について、すでに暫定支給決定期間中に行うアセスメントと同等と認められるアセスメントが行われており、改めて暫定支給決定によるアセスメントを要しないものと認めるときは、暫定支給決定は行わなくても差し支えないものとする。(ただし、雇用契約を締結しない者については、原則通り暫定支給決定を経ての本支給決定を行う取り扱いとする。)

6. 標準支給量

※「日中活動サービス及び居住系サービスの支給量の定め方」を参照のこと

就労継続支援 A 型	各月日数 ^{7/付ス} - 8 日
------------	----------------------------

7. 就労継続支援の支給決定更新の取り扱いについて

就労継続支援事業の対象者は、「通常の事業所に雇用されることが困難な障害者」とされていることから、本事業利用者の支給決定の更新の段階で、一般就労や他の事業の利用の可能性を検討し、利用実績やサービス管理責任者による評価等を踏まえ、更新の要否を判断することとする。

8. 在宅利用

本サービスは、一定の要件を満たせば、在宅利用の支給決定を行うことができる。

※「就労系サービスの支給決定に係る共通事項」の6. 在宅利用 を参照。

9. 主な加算について

- 重度者支援体制加算
- 社会生活支援特別加算
- 在宅時生活支援サービス加算

3-2 就労継続支援 B 型

1. 事業内容

障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識・能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行う。

2. サービス内容

(雇用契約を結ばない) 生産活動その他の活動の機会
就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練
その他の必要な支援

3. 対象者

就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者。具体的には次のような事が挙げられる。

- ① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者
- ② 50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者
- ③ ①、②のいずれにも該当しない者であって、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用希望者

4. 標準支給量

※「日中活動サービス及び居住系サービスの支給量の定め方」を参照のこと

就労継続支援B型	各月日数 ^{※付ス} - 8日
----------	--------------------------

5. 就労継続支援の支給決定更新の取り扱いについて

就労継続支援A型「7. 就労継続支援の支給決定更新の取り扱いについて」と同様。

6. 在宅利用

就労継続支援A型「8. 在宅利用」と同様。

7. 施設入所支援との併給について

平成24年4月から、障害者支援施設に入所しながら就労継続支援事業B型を利用する者については、指定相談支援事業者による計画相談支援が必要となった。よって、平成24年4月以降に施設入所と就労継続支援事業B型を併給する者については、計画相談支援の決定が必須である。なお、平成24年4月以前からの利用者についても、更新時に計画相談支援の決定が必要となることに注意すること。

8. 主な加算について

- ・重度者支援体制加算
- ・社会生活支援特別加算
- ・在宅時生活支援サービス加算

4 就労定着支援

1. 事業内容

障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労に向けた支援として一般企業等に新たに雇用された障害者に対して、一般就労の継続を図るために必要な就労先の事業主、障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の者との連絡調整その他の支援を適切かつ効果的に行うもの。

2. サービス内容

企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整
雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談
指導及び助言等の必要な支援

3. 対象者

就労移行支援等を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された障害者であって、就労を継続している期間が6月を経過した障害者（病気や障害により通常の事業所を休職し、就労移行支援等を利用した後、復職した障害者であって、就労を継続している期間が6月を経過した障害者も含む）

4. 標準支給量

就労定着支援	各月当該月の日数
--------	----------

5. 標準利用期間

就労定着支援	（最長）3年間※
--------	----------

※就労を継続している期間が6か月以上経過している障害者の場合の利用期間は、3年6か月から就労が継続している期間を除いた期間とする。

※当初の支給決定期間は1年間までとする。（本サービスは暫定支給決定の対象ではない。）

※この1年間の利用期間では、十分な成果が得られず、かつ、引き続きサービスを提供することによる改善効果が具体的に見込まれる場合には、標準利用期間の範囲内で、1年ごとに支給決定期間の更新が可能である。

※就労定着支援については、3年間の標準利用期間を超えて更新することはできない。

5. その他（併給調整関係）

※厚生労働省「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）」に規定

- ・自立生活援助の支給内容を包含するため、自立生活援助との併給はできない。
- ・新たに生活に関する訓練を行うことは想定されないため、自立訓練（生活訓練）との併給はできない。

5 自立訓練（機能訓練）

1. 事業内容

利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、1年6月間（頸椎損傷による四肢の麻痺に類する状態の障害者は3年間）にわたり、身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行う。

2. サービス内容

理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション
生活等に関する相談、助言
その他の必要な支援

3. 対象者

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障害者。具体的には次のような例が挙げられる。

- ① 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な者
- ② 特別支援学校を卒業した者であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な者 等

4. 標準支給量

※「日中活動サービス及び居住系サービスの支給量の定め方」を参照

自立訓練（機能訓練）	各月日数 [※] 8日
------------	----------------------

5. 標準利用期間 ※サービスの長期化を回避するため設定

自立訓練（機能訓練）	1年6か月間 （頸髄損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある場合は、3年間）
------------	---

当初の支給決定期間は1年間までとする。（本サービスは暫定支給決定の対象）

1年間の利用期間では十分な成果が得られず、かつ、引き続きサービスを提供することによる改善効果が具体的に見込まれる場合には、標準利用期間の範囲内で、1年ごとに支給決定期間の更新が可能。

6. 加算について

- ・社会生活支援特別加算
- ・特別地域加算

6 自立訓練（生活訓練）

1. 事業内容

障害者につき、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、2年間（長期入院していたその他これに類する事由のある障害者の方は3年間）にわたり生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行う。

2. サービス内容

入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練
生活等に関する相談、助言
その他の必要な支援

3. 対象者

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障害者。具体的には次のような例が挙げられる。

- ① 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者
- ② 特別支援学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者 等

4. 標準支給量

※「日中活動サービス及び居住系サービスの支給量の定め方」を参照のこと

自立訓練（生活訓練）	各月日数 [※] 8日
------------	----------------------

5. 標準利用期間 ※サービスの長期化を回避するため設定

自立訓練（生活訓練）	2年間（長期入院又は入所していた者については、3年間）
------------	-----------------------------

当初の支給決定期間は1年間までとする。（本サービスは暫定支給決定の対象）

1年間の利用期間では十分な成果が得られず、かつ、引き続きサービスを提供することによる改善効果が具体的に見込まれる場合には、標準利用期間の範囲内で、1年ごとに支給決定期間の更新が可能。

6. 主な加算について

- 社会生活支援特別加算
- 特別地域加算
- 精神障害者退院支援施設加算
- 短期滞在加算

7 宿泊型自立訓練

1. 事業内容

障害者につき、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、2年間（長期入院又は入所していた方については3年間）にわたり、生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行う。

2. サービス内容

家事等の日常生活能力を向上させるための支援
生活等に関する相談、助言
健康管理

3. 対象者

自立訓練（生活訓練）対象者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している者等であって、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な障害者。

4. 標準支給量 ※「日中活動サービス及び居住系サービスの支給量の定め方」を参照

宿泊型自立訓練	支給期間に含まれる日数 (各月における暦日数)
---------	----------------------------

5. 標準利用期間

宿泊型自立訓練	2年間（長期入院又は入所していた者については、3年間）
---------	-----------------------------

当初の支給決定期間は1年間までとする。（本サービスは暫定支給決定の対象）

この1年間の利用期間では、十分な成果が得られず、かつ、引き続きサービスを提供することによる改善効果が見込まれる場合には、標準利用期間の範囲内で、1年ごとに支給決定期間の更新が可能。

なお、標準利用期間を超えて、さらにサービスの利用が必要な場合については、市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新が可能（原則1回）。

6. 加算について

- ・精神障害者地域移行特別加算
- ・地域生活移行個別支援特別加算
- ・長期入院時支援特別加算
- ・強度行動障害者地域移行特別加算

8 生活介護

1. 事業内容

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うもの。

2. サービス内容

- ・入浴、排せつ及び食事等の介護
- ・調理、洗濯及び掃除等の家事
- ・生活等に関する相談及び助言
- ・その他の必要な日常生活上の支援
- ・創作的活動又は生産活動の機会の提供
- ・身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助

3. 対象者

地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等が必要な者として次に掲げる者

- (1) 障害支援区分が区分3（障害者支援施設に入所する場合は区分4）以上である者
- (2) 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2（障害者支援施設に入所する場合は区分3）以上である者
- (3) 障害者支援施設に入所する者であって障害支援区分4（50歳以上の場合は障害支援区分3）より低い者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続きを経た上で、福祉事務所が利用の組み合わせの必要性を認めた者

※（3）の者のうち以下の者については、原則、平成24年4月以降の支給決定の更新時にサービス等利用計画案の作成を求めた上で、引き続き、生活介護の利用を認めて差し支えない。

- ・法の施行時の身体・知的の旧法施設（通所施設も含む）の利用者（特定旧法受給者）
- ・法の施行後に旧法施設に入所し、継続して入所している者
- ・平成24年4月の児童福祉法改正の施行の際に障害児施設（指定医療機関を含む）に入所している者

4. 標準支給量

※「日中活動サービス及び居住系サービスの支給量の定め方」を参照のこと

生活介護	各月日数 ^{マイナ} - 8日
------	--------------------------

5. 支給量審査基準

支給期間は3年

6. 重度障害者支援加算対象者

(1) 重度障害者支援加算 (I)

対象者 重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している者 (※)

※身体障害者手帳 (肢体不自由) 1 級または 2 級 かつ 療育手帳の A を所持する者

- 対象者は、各事業所が障害者手帳で確認する。

(2) 重度障害者支援加算 (II)

対象者 認定調査票等における行動関連項目の合計点数が 10 点以上である者 (ただし、障害支援施設が行う生活介護を除く)。

7. 介護保険制度との適用関係

介護保険法の規定による介護給付、予防給付及び市町村特別給付の給付対象となる介護保険サービスが利用できる場合は、当該介護保険サービスの利用が優先される。

9 日中活動サービス及び居住系サービスの 支給量の定め方

1. 日中活動サービス（生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援）の支給量の定め方について

日中活動サービスについては、原則として一人の障害者が一月に利用できる日数（支給量）は、各月の日数から8日を控除した日数（以下「原則の日数」という。）を上限とすることを基本とし支給決定する。ただし、次の場合には、「原則の日数」を超える支給量で決定することも可能。

- ① 日中活動サービスの事業運営上の理由から、「原則の日数」を超える支援が必要となる場合は、市に届け出ることにより、当該施設が特定する3か月以上1年以内の期間（以下、「対象期間」という。）において、利用日数の合計が「原則の日数」の総和の範囲内であれば利用することができるものとする。
- ② ①に該当しない場合であっても、心身の状態が不安定である、介護者が不在で特に支援の必要があるなど、利用者の状態等に鑑み、市町村が必要と判断した場合には、「原則の日数」を超えて利用することができるものとする。

2. 居住系サービス（療養介護、施設入所支援、宿泊型自立訓練、共同生活援助）の支給量の定め方について

支給決定の有効期間中における各月における暦日数を支給量として定める。

ただし、共同生活介護及び共同生活援助において体験的な利用を行う場合、各月における暦日数を上限として、必要な日数を定めるものとする。

3. 日中活動と施設入所支援の支給決定について

施設入所支援においては、土日における入所者への支援に要する費用も含めて報酬を設定していることから、日中活動部分については、1か月の日数から8を除いた日数の範囲内で支給決定することとなる。